○経済産業省告示第三百十号

外 国 為替令 (昭 和 五. 十五年政令第二百六十号) 第六条第五項の規定に基づき、 平成十二年通商産業省告示

第七百七十七号 (外国 為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされ ても特に支障 が な 1 と認 めて 指 定

する貨物の 輸出 豆 は輸っ 入 \mathcal{O} 部 を次のように改正 し、 平成十八年十月十四 日 から 施行す Ź。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

貨 物 \mathcal{O} 輸 出 及 び 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 を削 り、 次のな 各号を加える。

<u>;</u> <u>1</u> 1

貨

物

 \mathcal{O}

輸

出

北 朝鮮を 原 産 地 又は船積地域とする貨物の輸入以外の貨物 の輸入

附則

0 告示による改正 後の 外国為替令第六条第五 項 の経済産業大臣 が支払等がされても特に支障 が ない と認

めて指定する貨物 0 輸 出又は 輸 入第二号 (「北朝 鮮を原文 産 地 又は 船 積 地域とする貨物の輸 入以外の」 に係 る

部分に限る。 の規定は、 平成十九年四月十三日限り、 その効力を失う。